

港湾審議会第155回計画部会資料

岡山港港湾計画書

— 改 訂 —

平成 7 年 8 月

岡山港港湾管理者

本計画書は、昭和51年6月港湾審議会第74回計画部会の議を経、その後の変更については昭和52年3月同第77回計画部会、昭和53年8月同第83回計画部会、昭和54年11月同第88回計画部会の議を経た岡山港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
2	フェリー及び旅客船ふ頭計画	6
3	危険物取扱施設計画	6
4	水域施設計画	7
5	小型船だまり計画	8
6	臨港交通施設計画	10
IV	港湾の環境の整備及び保全	11
1	港湾環境整備施設計画	11
2	廃棄物処理・活用計画	11
V	土地造成及び土地利用計画	12
VI	その他	14
1	大規模地震対策施設計画	14

I 港湾計画の方針

岡山港は、瀬戸内海地域の中央部、児島半島北側の児島湾に位置し、古くから岡山城下の海運の要所として活況を呈してきた。その後、近海航路の発着地として、また山陰・四国方面に至る海運、陸運の交通の要衝として発展し、昭和39年に重要港湾に指定された。

現在では、岡山市を背後に控え、小豆島への交通拠点として、また、石油類、砂・砂利、その他鉱産品等の内貿貨物の流通拠点としての機能を有し、宇野港の外貿商港としての機能と相互に補完しつつ発展し、平成5年の港湾取扱貨物量は、内貿507万トン（うちフェリー216万トン）に達している。

本港の背後圏では、その中心都市岡山市を巡る広域交通体系が、昭和63年の瀬戸大橋の開通や岡山空港の開港等により目覚ましく向上してきた。さらに現在整備中の中国横断自動車道等により、既に供用されている中国縦貫自動車道、山陽自動車道と併せ、山陽・山陰・四国を結ぶ交通の要衝として交通結節拠点性が一層高まるため、岡山県域は、これまでの集積を生かしつつ、広域的な交通体系の変革がもたらす環境の変化に積極的に対応しながら中四国はもとより、広く日本の経済、文化の新たな発展の一翼を担っていくことが期待されている。

既に、岡山市の外縁部となる県南東部においては、立地条件の向上による工業団地の立地が進み、貨物輸送の一層の効率化が要請されている。

また、本港の位置する児島湾は、静穏な海域としてプレジャーボート等の海洋性レクリエーションに対する要請も高まっている。この様に本港は、県内最大の都市圏を間近に控える港湾として、生活・産業に加え

観光等の多様な側面で拠点的な役割を果たすことが期待されている。

このため、本港においては岡山県の内貿流通拠点としてのより一層の充実、物流形態の変化に伴う内貿コンテナ貨物等ユニット貨物への対応、フェリー・旅客船のターミナル機能の充実、海に親しむための賑わいのある空間の形成等多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するため、以下の方針のもとに、おおむね平成17年を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

- 1) 岡山県東部を背後圏とする内貿流通拠点として、物流需要の増大やモーダルシフトの進展に対応するため、周辺港湾との機能分担に配慮しつつ、内貿物流機能の強化・拡充を図る。特に正儀地区において、船舶の大型化や高速化などの輸送技術革新や貨物のユニット化の進展にも対応可能な近代的なふ頭を整備する。
- 2) 自然環境と共生した使いやすく美しい港づくりを行うため、港内に存在する砂浜、藻場、干潟などを適切に保全しつつ、生態系や景観などに配慮した施設を整備し、親水機能の向上及び地域住民等の交流に配慮した緑地を整備する。特に高島地区において、地域環境の改善に配慮しつつ、フェリー及び旅客船ふ頭を中心とする県都岡山市の海の玄関にふさわしい交流・水辺空間を整備する。
- 3) ヨットなど海洋性レクリエーションの普及振興に寄与する豊かで安全な海洋空間の形成を図るため、官・民が連携しつつ、プレジャーボート等のための収容施設を整備し、港内に散在する放置艇を適正に収容する。
- 4) 大規模地震災害に対処するため、緊急避難及び緊急物資輸送のための耐震性の高い港湾施設を整備する。
- 5) 港湾と背後地域及び港湾内の円滑な交通を確保するための臨港交通

体系の充実及び漁船・遊漁船等の適正な収容を図るための小型船だまりの整備を図る。

6) 効率性、安全性、快適性の高い空間を形成するため、陸域300haと水域2,900haからなる港湾空間を以下のように利用する。

①^{ふくしま}福島地区、^{たかしま}高島地区東部、^{さいだいじ}西大寺地区及び^{まさぎ}正義地区は、物流関連ゾーンとする。

②^{たかしま}高島地区西部は、人流関連ゾーンとする。

③^{ふくしま}福島地区、^{こうじま}幸島地区及び^{すいもんわん}水門湾地区南部は、生産ゾーンとする。

④^{ますだ}升田地区、^{くぼん}九幡地区及び^{こぐし}小串地区から^{ほこたて}鉾立地区にかけては、船だまり関連ゾーンとする。

⑤^{すいもんわん}水門湾地区北部、^{おおびき}相引地区及び^{ほこたて}鉾立地区は、自然環境保全・活用ゾーンとする。

Ⅱ 港 湾 の 能 力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 買	—
	内 買 (うちフェリー)	7.40万トン (2.70万トン)
	合 計	7.40万トン
入港最大標準船型		1万D/W級
港 湾 利 用 者 数	旅客施設利用者	50万人
	緑地利用者	90万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たな港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

1-1 福島地区

ふ頭用地の不足に対処するとともに、軽工業品、その他化学工業品等の内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

2,000D/W級 水深 5.5m 岸壁 4バース 延長 400m

ふ頭用地 5ha (荷捌施設及び保管施設用地)

既定計画			
2,000D/W級	水深 5.5m	岸壁 3バース	延長 270m
小型船対象	水深 4m	物揚場	延長 280m
(うち100m既設)			
ふ頭用地 5ha (荷捌施設及び保管施設用地)			

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設			
小型船対象	水深 4m	物揚場	延長 45m

1-2 正儀地区

砂・砂利、軽工業品等の内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

10,000D/W級 水深 10m 岸壁 2バース 延長 340m

5,000D/W級 水深 7.5m 岸壁 1バース 延長 130m

ふ頭用地 11ha (荷捌施設及び保管施設用地)

2 フェリー及び旅客船ふ頭計画

^{たかしま}
高島地区

フェリー及び旅客船需要の増加に対処するため、フェリー及び旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

700G/T級 水深 4m 小型さん橋 1基(公共・移設)

700G/T級 水深 4m 物揚場 延長 155m(公共・既設)

500G/T級 水深 3.5m 小型さん橋 1基(公共)

500G/T級 水深 4m 物揚場 延長 145m(公共・既設)

ふ頭用地 2ha (旅客施設用地)

3 危険物取扱施設計画

^{ふくしま}
福島地区

石油類を一般貨物と分離して取扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

2,000D/W級 水深 6m ドルフィン 1バース(専用)

1,000D/W級 水深 5.5m ドルフィン 2バース(専用)

400D/W級 水深 3.5m ドルフィン 1バース(専用・移設)

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設				
500G/T級	水深	2m	ドルフィン	1バース(専用)
200G/T級	水深	2m	ドルフィン	1バース(専用)

4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

4-1 航路

福島航路	3,000D/W級	水深	5.5~6m	幅員	120m~220m
岡山航路	5,000D/W級	水深	7.5m	幅員	170m
正儀航路	10,000D/W級	水深	10m	幅員	210m

既定計画					
福島航路	3,000D/W級	水深	6m	幅員	120m~220m
岡山航路	5,000D/W級	水深	7.5m	幅員	170m

4-2 泊地

^{ふくしま} 福島地区	水深	5.5~6m	面積	26ha
^{まさき} 正儀地区	水深	7.5~10m	面積	33ha

なお、これに伴い、福島西防波堤180m、福島東防波堤40mを撤去する。

既定計画				
^{ふくしま} 福島地区	水深	4~6m	面積	7ha

5 小型船だまり計画

漁船、遊漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

5-1 ^{たかしま}高島地区

物揚場 水深 1 m 延長 280m

5-2 ^{くぼん}九幡地区

泊地 水深 1.5m 面積 1 ha

航路 水深 1.5m 幅員 20m

八幡 3 号防波堤 延長 110m

八幡 4 号防波堤 延長 30m

物揚場 水深 1.5m 延長 60m

ふ頭用地 面積 1 ha

なお、これに伴い、既設防波堤30mを撤去する。

5-3 ^{こぐし}小串地区

既定計画どおりとする。

既定計画		
泊地	水深 1.5~2 m	面積 1 ha
航路	水深 2 m	幅員 30m
防波堤	延長 140m	
物揚場	水深 2 m	延長 60m
	水深 1.5m	延長 95m
船揚場	延長 5 m	
ふ頭用地	面積 1 ha	

なお、これに伴い、既設防波堤55mを撤去する。

5 - 4 ^{にしこめざき}西米崎地区

既定計画どおりとする。

既定計画		
泊地	水深 1.5m	面積 1 ha
防波堤	延長 90m	
物揚場	水深 1.5m	延長 40m
船揚場	延長 5 m	
ふ頭用地	面積 1 ha	

5 - 5 ^{ひがしこめざき}東米崎地区

既定計画どおりとする。

既定計画		
泊地	水深 1.5m	面積 1 ha
防波堤	延長 50m	
物揚場	水深 1.5m	延長 70m
船揚場	延長 5 m	
ふ頭用地	面積 1 ha	

5 - 6 ^{ほこたて}鉾立地区

泊地	水深 1.5m	面積 1 ha
航路	水深 1.5m	幅員 20m
物揚場	水深 1.5m	延長 100m
ふ頭用地	面積 1 ha	

なお、これに伴い、既設防波堤100mを撤去する。

6 臨港交通施設計画

ふ頭用地における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道 路

- 臨港道路福島西1号線 起点 臨港道路福島幹線
終点 市道洲崎築港栄町線
2車線
- 臨港道路正儀線 起点 市道正儀線
終点 正儀地区公共ふ頭
2車線

既定計画

道 路

- 臨港道路福島ふ頭線 起点 市道洲崎築港栄町線
終点 福島公共ふ頭
4車線

IV 港湾環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、自然海岸を保全し、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾環境の整備及び保全を以下のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

水辺の特性を活かした景観形成等による快適な水際空間の創出、港湾利用者の休息のための緑地の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

ふくしま
福島地区 緑地 1 ha

たかしま
高島地区 緑地 5 ha

まさき
正儀地区 緑地 3 ha

〔既定計画
ふくしま
福島地区 緑地 1 ha〕

なお、これに伴い、高島地区物揚場 750 mを廃止する。

2 廃棄物処理・活用計画

浚渫土砂 280 万 m³の処理に併せて土地造成の用材として有効活用するため、正儀地区の22haの用地造成を計画する。

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設等の計画に対応し、あわせて効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用地	工業用地	緑地	交通機能 用地	合計
福島地区	(5) 10	17	147	1	(1) 3	(6) 177
高島地区	14	11	17	(1) 11	3	(1) 56
升田地区	1					1
九幡地区	(1) 1					(1) 1
西大寺地区	1		14			15
幸島地区	1		17			18
水門湾地区			9			9
正儀地区	(11) 11	(5) 5		(3) 3	(2) 4	(22) 24
小串地区	(1) 1					(1) 1
向小串地区	1					1
西米崎地区	(1) 1					(1) 1
東米崎地区	(1) 1					(1) 1
相引地区	1					1
鉾立地区	(1) 1					(1) 1
合計	(18) 40	(5) 33	205	(5) 15	(3) 11	(32) 304

注1：()は、土地造成を伴う土地利用計画の内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用地	工業用地	緑地	交通機能 用地	合計
福島地区	(5) 10	(4) 21	147	(1) 1	(1) 4	(11) 182
高島地区	18	11	17	6	3	55
升田地区	1					1
九幡地区	1					1
西大寺地区	1		14			15
幸島地区	1		17			18
水門湾地区			9			9
正儀地区						
小串地区	(1) 1					(1) 1
向小串地区	1					1
西米崎地区	(1) 1					(1) 1
東米崎地区	(1) 1					(1) 1
相引地区	1					1
鉾立地区	1					1
合計	(6) 32	(4) 32	205	(1) 7	(1) 7	(12) 282

注1：()は土地造成をともなう土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3：本表は、現在の土地利用計画の表記方法に沿って作成したものである。

VI そ の 他

1 大規模地震対策施設計画

今回計画している公共ふ頭のうち、以下の岸壁の耐震性を強化し、大規模地震が発生した場合において住民の避難、物資の緊急輸送等に供するものとする。

^{ふくしま}福島地区 水深 5.5m 岸壁 1バース 延長100m